

○ 招 集 告 示

蓮白衛組告示第17号

平成23年第3回蓮田市白岡町衛生組合議会定例会（9月）を次のとおり招集する。

平成23年8月18日

蓮田市白岡町衛生組合
管理者 中 野 和 信

1 期 日 平成23年8月25日（木）午前9時

2 場 所 蓮田市白岡町衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成23年第3回定例会 会期 8月25日 1日間

応招議員（11名）

1番	勝 浦	敦 議員	2番	仲 丸	教 子 議員
3番	黒 須	大 一 郎 議員	4番	高 木	隆 三 議員
5番	本 橋	稔 議員	6番	成 田	能 祥 議員
7番	大 高	馨 議員	8番	小 山	由 利 江 議員
10番	岡 安	良 議員	11番	伊 勢 谷	憲 一 議員
12番	山 口	浩 治 議員			

不応招議員（1名）

9番 興 淳 明 議員

平成23年第3回（9月）蓮田市白岡町衛生組合議会（定例会）会議録

平成23年8月25日（木曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第6号～議案第8号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 9 議案第6号の内容説明
- 10 議案第6号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第7号の内容説明
- 14 議案第7号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 議案第8号の内容説明
- 18 議案第8号に対する質疑
- 19 討 論
- 20 採 決
- 21 副管理者のあいさつ
- 22 閉 会

午前9時開会

出席議員（11名）

1番	勝浦	敦	議員	2番	仲丸	教子	議員
3番	黒須	大一郎	議員	4番	高木	隆三	議員
5番	本橋	稔	議員	6番	成田	能祥	議員
7番	大高	馨	議員	8番	小山	由利江	議員
10番	岡安	良	議員	11番	伊勢谷	憲一	議員
12番	山口	浩治	議員				

欠席議員（1名）

9番 興 淳 明 議員

議長より出席要求者

関口隆久	蓮田市 環境課長	齋藤辰男	白岡町 環境課長
内田 薫	代表 監査委員		

説明のための出席者

中野和信	管理者	小島卓	副管理者
大竹藤男	会計 管理者	田口嘉章	事務局長
山崎喜紀	庶務課長	黒崎晃	廃棄物 対策課長
小林秀之	リサイクル 推進課長	斉藤晃	施設課長

事務局職員出席者

書記 関口 義明	課長補佐	書記 中里 直樹	係長
書記 藤井 勇年	課長補佐	書記 高橋 利男	係長
書記 片岡 司	係長	書記 田口 秀樹	主任

◇

◎開会の宣告

(午前9時)

○高木隆三議長 9月定例議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回蓮田市白岡町衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○高木隆三議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○高木隆三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

3番 黒 須 大 一 郎 議員

5番 本 橋 稔 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○高木隆三議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日8月25日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

◎諸報告

○高木隆三議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○高木隆三議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

田口事務局長。

〔事務局長朗読〕

○高木隆三議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。



◎議案第6号～議案第8号の一括上程

○高木隆三議長 議案第6号ないし議案第8号を本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○高木隆三議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 皆さん、おはようございます。高木議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げますが、その前に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成23年第3回蓮田市白岡町衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、議員の皆様のご参集を賜りまして、定例会が開催できますことを御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、ご提出申し上げました議案につきまして、概要説明をさせていただきます。

初めに、議案第6号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分について申し上げます。内容につきましては、埼玉県市町村総合事務組合

から鳩ヶ谷市を脱退させること及び同組合の規約を変更し、並びに同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条及び同法第7条第6項の規定により提案するものでございます。

次に、議案第7号 平成23年度蓮田市白岡町衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,213万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,079万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費として粗大ごみの受け付けを行うための納付書発行システムプログラムの改善をお願いするものでございます。また、こちらの建物の1階事務室の床部分を、OA機器対応のフロアに改修する費用としてお願いするものでございます。

次に、衛生費といたしましては、焼却灰、飛灰及びし尿汚泥の放射性物質濃度を測定するための費用としてお願いするものでございます。焼却炉補修工事及びし尿処理施設維持管理業務委託料につきましては、ほぼ執行見込みがございましたことから、予算減額補正をお願いするものでございます。

次に、飛灰処理設備工事につきましては、飛灰を薬剤による処理により、埋め立てとりサイクルの両方を可能にする設備をこのたび計上させていただきました。

次に、議案第8号 平成22年度蓮田市白岡町衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。平成22年度の蓮田市白岡町衛生組合一般会計歳入歳出予算につきましては、去る5月31日をもって出納閉鎖をいたしました。歳入総額は15億4,316万3,000円、歳出総額は14億3,635万9,000円でございます。歳入歳出の差引額は1億680万5,000円でございます。実質収支額につきましては、8,213万円でございます。この結果につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員さんの審査をいただいておりますので、意見書を付してご提案申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど事務局からご説明申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重ご審議の上、ご可決、ご認定を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、3件の行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配付申し上げておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、敦賀市の民間最終処分場問題に係る代執行費用負担についてご報告申し上げます。去る6月定例議会の行政報告におきまして、この問題の経緯並びに平成22年度分の代執行費用負担の概算額についてご報告いたしましたが、先般敦賀市より費用負担の概算額の確定及び対策工事の進捗状況に関する通知がありましたので、改めてご報告を申し上げます。

平成22年度分の代執行費用につきましては、概算額といたしまして5万5,000円の費用負担額でございましたが、このたび額が確定し、3万8,000円となる旨の通知がございました。なお、処分場の対策工事につきましては、既に浄化促進工事の試験施工が終わり、本格施工を始めており、5

月末現在の進捗率は約78%程度と伺っております。

また、8月5日付で敦賀市と「敦賀市民間最終処分場行政代執行事業費用負担に係る協定書」を締結いたしましたので、別紙に協定書の写しを添付してございます。

協定書の内容につきましては、埼玉県内の搬出団体が共通の様式を使用しており、当組合ではこの協定書に基づき平成15年度から平成21年度までの代執行費用負担額として12万9,000円の支払いを行うこととなります。今後の対応といたしましては、平成22年度以降の代執行費用負担については、改めて敦賀市と協定書を締結いたしまして、これに基づき費用負担に応じていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、し尿汚泥の放射性物質の濃度測定結果についてご報告いたします。去る6月定例議会の行政報告におきまして、し尿処理施設から発生する汚泥の放射性物質の濃度につきましては、分析機関に測定依頼中である旨のご報告をいたしましたが、このたびその測定結果が出ましたので、ご報告申し上げます。

平成23年6月30日に第1回目の測定を行い、放射性沃土については検出限界以下、放射性セシウムについては、1キログラム当たりでセシウム134が41.3ベクレル、セシウム137が48.2ベクレル、合わせて89.5ベクレルという測定結果でございました。また、これ以降に数回の測定を実施いたしましたが、測定結果は別紙のとおりとなっております。

国では、平成23年6月24日付、農林水産省消費・安全局からの「肥料に利用する放射性物質を含む汚泥の取扱いについて」の通知により、公共下水道汚泥などを用いた汚泥肥料は、汚泥中の放射性セシウム濃度が1キログラム当たりで200ベクレル以下であれば、肥料原料としての利用を認めるという方針を出しています。

また、放射性物質の濃度を測定する時期及び頻度につきましては、汚泥の発生する施設において、汚泥の滞留日数、当施設の場合は約15日の周期で定期的に測定を行う必要があるとしております。この方針に照らし合わせますと、今回の測定結果はいずれも1キログラム当たりで200ベクレル以下であることから、肥料原料としての利用に問題はありますが、今後とも通知に基づきまして放射性濃度を定期的に測定し、適正な対応をしてみたいと考えております。

次に、旧し尿処理施設の解体工事についてご報告をいたします。現在、当組合で行われている旧し尿処理施設の解体工事につきましてご報告いたします。この工事は、平成24年度末の完成を目指しているリサイクルプラザ併設型ストックヤード建設に当たり、建設予定地にある旧し尿処理施設を解体撤去するものであり、解体の対象は昭和45年に建設された50キロリットルし尿処理施設、昭和53年度に建設された65キロリットルし尿処理施設のほか、し尿汚泥乾燥焼却施設、し尿処理三次処理施設及びそれらの附帯設備で、いずれも現在は使用していない施設でございます。

請負業者は株式会社浅沼組北関東支店で、工事額は9,019万5,000円、工事期間は平成23年6月10日から平成24年3月23日までとなっております。実質的な工事といたしましては、8月上旬から仮囲

いを行いまして、外構物の解体は9月上旬から2月末日までを予定しております。なお、解体場所及び工事工程につきましては、添付資料のとおりでございます。

以上で行政報告を終わらせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○高木隆三議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第6号の内容説明

○高木隆三議長 日程第6、議案第6号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 議案第6号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分につきましてご説明申し上げます。

この埼玉縣市町村総合事務組合は、組合構成団体に関する退職手当事務及び交通災害共済に関する事務の共同処理を行うための一部事務組合でございます。

今回の改正は、鳩ヶ谷市が川口市と合併することに伴いまして、地方自治法第286条第1項の規定により、平成23年10月10日をもって埼玉縣市町村総合事務組合から鳩ヶ谷市を脱退させることにより、平成23年10月11日から同組合の規約を変更すること、並びに地方自治法第7条第5項の規定によりまして、鳩ヶ谷市の脱退にかかわらず財産を同組合に帰属させるものでございます。

内容といたしましては、別紙の新旧対照表において、別表第1から第3表の項中において、それぞれ鳩ヶ谷市を削除するものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成23年10月11日から施行するものであります。

以上でございます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第6号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 高木隆三議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

- 高木隆三議長 これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
〔「なし」と言う人あり〕
- 高木隆三議長 反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

- 高木隆三議長 これより採決に入ります。
議案第6号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 高木隆三議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第7号の内容説明

- 高木隆三議長 日程第7、議案第7号 平成23年度蓮田市白岡町衛生組合一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。
朗読を省略して、内容説明を求めます。
田口事務局長。
- 田口嘉章事務局長 それでは、平成23年度蓮田市白岡町衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきまして内容説明を申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,213万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,079万5,000円とするものでございます。内容につきましては、説明書

の事項別明細書によりご説明を申し上げます。

それでは、3ページをお開きお願いいたします。初めに、歳入でございますが、4款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金の3,213万円を追加計上するものでございます。

次に、4ページの歳出につきましてご説明申し上げます。2款総務費、1項1目一般管理費でございますが、13節委託料の納付書発行システムプログラム改修委託料、これにつきましては、住民からの粗大ごみ受け付けを行っております受付センターからの情報にパスワードを設けることによりまして、個人情報管理を強化するための経費でございます。

次の第14節使用料及び賃借料の有料道路通行料につきましては、当組合の指定ごみ袋製作工場が今回の東日本大震災被災地であります宮城県名取市にあるため、震災後の指定ごみ袋の製作状況を確認するため現場視察を行う経費と、それから、当組合の焼却灰やし尿汚泥などから放射性物質も検出されておりますので、今後の受け入れ先の変更も念頭に置きまして、新たな処分場の現地確認に要する経費でございます。

次に、2目財産管理費の15節工事請負費の管理棟修繕工事につきましては、今年度から財務会計システムを導入しておりますが、現在管理棟の1階事務室の床にケーブルをはわせまして、その上にカーペットをかぶせた状態で使用しております。このためケーブル切断の危険性があることから、床を底上げいたしまして、ケーブル配線が収納可能となるOAフロアの導入に要する経費でございます。

次に、3款衛生費、1項2目じん芥処理費、11節需用費の消耗品は、ごみ処理施設内において排ガス冷却のために使用いたしますスラリー吹き込みノズルの腐食が著しいため、ノズルの購入に要する経費でございます。

次の13節委託料の焼却灰等放射能測定業務委託料につきましては、国からの通知によりましてごみ焼却施設から排出される焼却灰及び飛灰につきましては、放射性物質濃度を測定して物質及び濃度を把握する必要があることから、その測定業務に要する経費でございます。

次に、15節工事請負費の焼却炉補修工事につきましては、契約確定後の執行残を計上したものでございます。

次の飛灰処理設備工事につきましては、現在飛灰についてはすべてリサイクルセメント化しておりますが、このたび国からリサイクルセメント化をする場合は、製品化の段階で100ベクレル以下という数値が示されておりました。今後の状況によりましては、県内20団体が委託しております事業所のほうから飛灰の受け入れを拒否する可能性が高まってきておりますことから、現在の飛灰の処分方法のほかにキレート薬剤の処理によりまして埋め立て処分やほかのリサイクル処分を可能とするための施設の設置工事に要する経費でございます。

次に、3目し尿処理費、13節委託料でございますが、し尿処理施設維持管理業務委託料は、契約確定後の執行残を減額するものでございます。

次のし尿汚泥放射能測定業務委託料につきましては、当組合では汚泥の堆肥化によりますりサイクル化を推進してきておりますが、今回の放射能汚染問題に伴いまして汚泥を堆肥の原料とする場合の放射性物質濃度の基準が200ベクレル以下とされたことから、定期的にし尿汚泥を測定する必要が生じたため、月2回8カ月分の測定に要する経費でございます。

以上で補正予算（第1号）につきましての説明を終わります。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第7号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、仲丸教子議員。

○2番 仲丸教子議員 衛生費の15節工事請負費のただいまご説明をいただきました飛灰処理設備の工事に関してでございますが、一応ご説明はいただいたのですが、いま一つはっきりとイメージがわからないのでございますが、もう少し詳しくご説明をいただきたいのと、それからこの時期ですね、恐らくこれとの兼ね合いできょう議会が開かれているのであらうと想像するのですが、その辺も含めてご説明いただきたいと思います。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 ただいまの飛灰に関する施設のご質問でございますが、まず焼却処分いたしますと、いわゆる焼却灰というものと粉じん状の飛灰というものが発生してまいります。現在いわゆる焼却灰につきましては埋め立て処分あるいはリサイクル化などで排出しておりますが、飛灰につきましては法律上特別管理の一般廃棄物というものに指定されておまして、この処理方法については定められております。したがって、この定められた処理方法の一つとして、今太平洋セメントという会社のほうにバキュームカーというのですか、飛灰そのものを吸い取って太平洋セメントに持ち込んで、向こうでまたそれを処理してからリサイクルセメント化していくというのが現状でございます。

先ほど申し上げましたように、リサイクルセメント化した場合には、100ベクレル以下という基準が示されましたので、実は県内で20団体が太平洋セメントと契約しておまして、例えばこの蓮田白岡衛生組合から出た飛灰を、そこで測定してやるわけではなくて、全部をまぜて測定してリサイクルセメント化しておりますので、どこかの団体で高い数値が出たあるいはそれによって製品化した段階で100ベクレルを超えてしまうという場合には、もう既に太平洋セメントのほうからも受け入れは拒否しますという新聞紙上でも出ておりますが、そういった非常に危険性が高まってき

ています。

ここの組合の施設については、飛灰については100%そこしか出せないという現状でありまして、したがってそこで受け入れを拒否されてしまうと、出す場所がなくなってしまうと。ここの施設3日間まではその飛灰をため込むことができますが、それ以上はため込むことができない。そうなりますと、処分ごみの焼却そのものができなくなってしまうという非常に大きな問題になってまいりますので、そこで今回急遽お願いをいたしまして、先ほどの申し上げましたキレート施設を設置していきたいということでございます。

なお、キレート施設を設置した場合には、いわゆるその先ほど申し上げました特別管理一般廃棄物の処理方法としての一つになりますので、その後は埋め立て処分も可能であり、あるいはほかのリサイクル化も可能であるということから、現在1カ所しか排出されていかないからそれがだめになった場合でも仮に処分先を確保できるということから今回急遽お願いをしたものです。

以上でございます。

○高木隆三議長 2番、仲丸教子議員。

○2番 仲丸教子議員 先ほどちょっとこの今議会との日程の兼ね合いも含めてというふうに申し上げたのですが、その部分がなかったと思うのですけれども、結局この施設を急遽大急ぎでつくる必要があるということなのでしょうか、その辺をもう一度ご説明ください。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 失礼しました。今回の施設につきまして、まず建設その設置工事自体が4カ月ぐらいを要するというふうに聞いております。したがって、先ほど来申し上げましているように、飛灰の受け入れがいつ拒否されるかわからないという状況もありますので、少しでも早くその施設を設置してそれに対処していきたいということから、大分早くなりましたが、今回お願いをされるところでございます。

○高木隆三議長 2番、仲丸教子議員。

○2番 仲丸教子議員 そうしますと、太平洋セメントさんからいつ拒否されるかわからないので、それに備えてということで作るといことですが、太平洋セメントさんのほうで拒否しないこともあり得るわけですかね。その辺との兼ね合いはいかがですか。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 太平洋セメントで拒否をしない場合もあるかということですが、それは国のほうの、先ほどご説明しましたが、通知に基づきましてリサイクルセメント化をした場合には100ベクレルを超えてはならないという指示が出ております。したがって、セメント業界などにおいても、やはり放射能部分のセメントは出さないということで、当然ながら製品化にならないものは受け入れはしないという表明しておりますので、恐らく万が一そういう場合になった場合には受け入れは拒否をされるのではなかろうかというふうに感じております。

以上でございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 今の仲丸議員さんの質問にもありましたですけども、要するに飛灰処理施設は放射能を除去するものではなくて、放射能が入っているかもしれない飛灰についてその処理方法を2通りないしは3通りできるものだという事ですけども、結局はセメントにも使えませんと言われるような可能性の出た放射性物質がある場合は、埋め立てにしても今後無理になるのではないかというふうに考えるのですが、そうしたら何のためにやったのかということなのですが、そこまで焦って飛灰施設にするという理由がいまいちよくわからないのですが、その辺のところをもう少し詳しくお願いします。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 言葉が足りなくて申しわけございません。

先ほど申し上げましたのは、リサイクルセメントをする場合には100ベクレルという基準が出ておりまして、また今ご質問ありました埋め立ての場合には、国の基準では8,000ベクレルというのがこの6月の時点から出ております。したがって、今おっしゃったように、100ベクレルを超えたら、他もだめかといいますと、そうではなく、逆に埋め立て、8,000ベクレルになれば埋め立ては可能ということから、そういった排出先を広く確保するという意味でお願いをしたものでございます。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 今のお話で基準が違うということで、それについては理解しました。

次に、埋め立て先というのはどのようなところを予定しているのですか。8,000ベクレルとあるんですけども、結局埋め立て先も未確定のままで、4カ月ないし5カ月後に出てきた場合に、そこをまず探さなくてはいけないと思うんですけども、今想定している埋め立て先というのはどこなのでしょうか。後々敦賀みたいに問題にならないところなののでしょうか。あわせてお伺いしたいと思います。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 埋め立て処分場につきましては、ここの組合では草津の処分場を利用しております。したがって、今後埋め立て先ということになれば、まずはその実際現在も埋め立て処分しておりますので、そちらのほうの一つの候補になるというふうに思います。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 次に伺うのは、ちょっと飛灰施設を何か25施設ぐらい処理しているところがあると聞いたんですけども、飛灰施設を今回の件で設置しようとか設置するとか、そういうその事例というか、ほかに白岡以外にどこがあるのでしょうか。新たにです。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 新たに飛灰施設、こういったキレート施設を設けるところはあるのかということでございますが、これにつきましてはそれぞれの施設によって既にキレート施設を持っているところは当然必要ないですし、またないところはどういう状況かということをご7月ごろですか、担当のほうからいろいろ聞いてもらいましたが、やはりどこも今いろいろ検討しているというような状況にあると聞いております。

ちなみに県内ではごみ処理施設が51施設ございまして、このうちそうした飛灰処理施設や、あとそういったものが全くない施設というのは12施設です。この組合も含めて12施設でございます。これらについては、恐らく同じように受け入れ拒否に備えた対応なんかの対応は当然考えていると思いますが、そうしたそちらのほうの詳細につきましては把握はできておりません。

以上でございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、小山由利江議員。

○8番 小山由利江議員 先ほどし尿汚泥放射能測定業務については、月2回、8カ月という報告を伺ったのですけれども、13節の焼却灰の測定業務についてはどのような回数でやるのでしょうか。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 し尿汚泥につきましては、先ほど説明申し上げましたように、約半月でこの施設が入れかわりになりますから、その都度測定をするということをお願いしたところです。また、ただいまのご質問ですが、焼却施設につきましては先ほど出ましたような8,000ベクレルというのが一つの目安になります。ことしの6月後半ですか、中旬ですか、測定をいたしまして、その段階ではたしか4,500ベクレル前後だというふうに記憶しております。したがって、8,000ベクレルに対して半分近いということで、その数値については一安心したところですが、こちらについては国のやはり通知と申しますか、指示がありまして、8,000ベクレルを前後する非常に近い場合にはある程度の頻度で測定をするようにという指示が来ています。この施設につきましては、おおむね半分程度ということでございますので、その8,000ベクレルに近くない場合には一定期間を置いて測定することが望ましいということで通知が来ています。したがって、今回は6月にやりましたので、若干間をあけて今後測定をするための補正予算ということで計上をお願いいたしました。

以上でございます。

○高木隆三議長 8番、小山由利江議員。

○8番 小山由利江議員 若干あけてということは、どのくらいの期間なのですか。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 汚泥につきましては、先ほどの相当の頻度というのがありますが、焼却灰につきましてはこの近隣でも測定していますが、ここの組合は6月にやったのですが、また7月、8月

とやる自治体もございます。その辺の数値も見ながらということになるかと思いますが、はい。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第7号 平成23年度蓮田市白岡町衛生組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の内容説明

○高木隆三議長 日程第8、議案第8号 平成22年度蓮田市白岡町衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

ここで、内田代表監査委員の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時39分

○高木隆三議長 再開いたします。

現在員11名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号 平成22年度蓮田市白岡町衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略して、内容説明を求めます。

大竹会計管理者。

○大竹藤男会計管理者 高木議長さんのお許しをいただきましたので、平成22年度蓮田市白岡町衛生組合一般会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。決算書につきましては、1ページから4ページまででございます。そのうち歳入につきましては、1ページ、1款分担金及び負担金から4款諸収入まででございます。恐れ入りますが、1ページの一番下の歳入合計欄をごらんいただきたいと思っております。予算現額15億3,277万5,000円に対しまして収入済額は15億4,316万3,936円でございます。予算現額に対しまして100.7%となっております。この収入済額を前年度と対比いたしますと1億3,473万円の減でありまして、マイナス8%となっております。まず、1款分担金及び負担金でございます。1項分担金、2項負担金につきましては、この決算の歳入の65.8%を占めております。1項分担金の予算現額は9億4,146万円でございます。収入済額につきましても同額でございます。これにつきましては、組合規約に基づきました両市町の分担金でございます。

次に、2項負担金でございますが、予算現額7,406万8,000円に対しまして、収入済額は7,404万260円でございます。これは、両市町の不燃物の収集運搬にかかります経費の負担金でございます。

次に、2款使用料及び手数料でございます。1項手数料は、予算現額3億3,171万4,000円に対しまして、収入済額は3億3,262万6,931円でございます。執行率は100.3%でございます。これにつきましては、ごみ及びし尿の収集手数料でございます。

次に、3款繰越金でございます。1項繰越金につきましては、予算現額1億1,090万3,000円に対しまして、収入済額1億1,090万3,349円でございます。執行率は100%でございます。これにつきましては、前年度からの繰越金でございます。

次に、4款諸収入でございます。1項預金利子は、予算現額1,000円に対しまして、収入済額は9,377円でございます。

2項雑入でございますが、予算現額7,462万9,000円に対しまして、収入済額は8,412万4,019円でございます。執行率は112.7%でございます。これにつきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、新聞などの資源回収物の売却収入でございます。

次に、不納欠損額8万5,604円と収入未済額1,100円でございますが、これにつきましては2款使

用及び手数料にかかわるものでございます。不納欠損 8 万 5,604 円につきましては、ごみ手数料でございまして、平成 22 年度にごみ搬入業者 1 社の倒産により未納額 9 万 2,250 円のうち清算配当金として 6,646 円が納入されましたので、残額の 8 万 5,604 円につきまして不納欠損処理をさせていただいております。また、1,100 円の収入未済でございますが、し尿汲み取り料金の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、3 ページをお開きいただきたいと思います。1 款議会費から 5 款予備費まででございます。恐れ入りますが、3 ページの一番下の歳出合計欄をごらんいただきたいと思います。平成 21 年度繰越額 493 万 5,000 円を含んだ予算現額 15 億 3,277 万 5,000 円に対しまして、支出済額は 14 億 3,635 万 8,701 円でございます。執行率は 93.7%でございます。

まず、1 款議会費は、予算現額 125 万 1,000 円に対し、支出済額は 104 万 2,130 円でございます、執行率 83.3%となっております。

次に、2 款総務費は、予算現額 4 億 407 万 9,000 円に対しまして、支出済額 4 億 86 万 6,407 円となっております。執行率 99.2%でございます。

次に、3 款衛生費は、予算現額 10 億 1,881 万 4,000 円に対しまして、支出済額 9 億 3,114 万 9,686 円でございます、執行率は 91.4%となっております。なお、翌年度へテント倉庫建設のため 2,467 万 5,000 円が繰越明許となっております。

次に、4 款公債費、予算現額 1 億 363 万 1,000 円に対しましては支出済額 1 億 330 万 478 円でございます。執行率 99.7%となっております。

5 款予備費、予算現額 500 万につきましては支出はございませんでした。

次に、19 ページをお開きいただきたいと思います。事項明細書でございます。事項別明細書の最後のページになりますが、一番下に歳出合計欄がございます。当初予算額は 14 億 7,839 万 4,000 円でございますが、補正予算で 4,944 万 6,000 円の増額補正と前年度繰越額として 493 万 5,000 円を繰り越しましたので、予算現額は 15 億 3,277 万 5,000 円となったものでございます。

次に、2 枚送っていただきまして、21 ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額 15 億 4,316 万 3,000 円から歳出総額 14 億 3,635 万 9,000 円を差し引きいたしました額は 1 億 680 万 5,000 円となります。さらに、翌年度に繰り越すべきテント倉庫建設のための財源 2,467 万 5,000 円を差し引いた 8,213 万円が実質収支額となるものでございます。

次に、22、23 ページをお開きいただきたいと思います。財産調書でございます。財産調書でございますが、決算年度中の増減はございません。

最後に、24 ページをお開きいただきたいと思います。物品の関係につきましても、決算年度中の増減はございませんでした。

以上、簡単でございますが、決算概要につきまして説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高木隆三議長 会計管理者の説明が終わりました。

事務局から細部説明を求めます。

田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 それでは、平成22年度蓮田市白岡町衛生組合一般会計歳入歳出決算の主な内容につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、長くなりますので、座って説明をさせていただきます。

初めに、歳入歳出事項別明細書の5ページをお開き願います。最初に、歳入から説明を申し上げます。1款1項1目分担金につきましては、組合同約第13条第3項に基づきまして、均等割25%、人口割75%の経費の区分に応じて蓮田市、白岡町からそれぞれ負担をいただいたものでございます。負担割合は蓮田市が54.492%、白岡町が45.508%となっております。

次の2項1目負担金につきましては、同じく組合同約第13条第1項に規定するペットボトル等の不燃物収集運搬に係る経費の負担金といたしまして、1世帯につき月額140円を両市町で負担をいただいたものでございます。ちなみに、最終的には蓮田市で延べ30万4,737世帯、白岡町で延べ22万4,122世帯分となっております。

次に、2款1項1目手数料の1節ごみ手数料でございますが、備考欄の一番上にありますごみ処理手数料につきましては、燃えるごみ及び金属類用の有料指定ごみ袋の販売総数439万4,000枚の販売額でございます。これを4月1日現在の世帯数で換算いたしますと、使用されたごみの枚数は1世帯当たり年間約100枚、金額にして4,559円となっております。なお、21年度と比較いたしますと、9万2,000円ほどの増額となっております。

次の搬入ごみ手数料でございますが、住民や許可業者が直接組合に持ち込んだ廃棄物の処理手数料でございます。この処理手数料は条例に基づいて、一般廃棄物が10キロ当たり150円、産業廃棄物が10キロ当たり250円の手数を徴収したものでございます。年間の持ち込み件数は4万1,076件と、前年比で905件の増となっております。

1つ飛びまして、粗大ごみ処理手数料につきましては、粗大ごみを直接依頼者宅から収集した処理手数料でございます。主なものは布団、ソファー、たんす、机、自転車など、年間2,495件、品目にして6,329品目を収集しており、前年度比で件数、品目数ともに5%ほどの増となっております。

1つ飛びまして、搬入ごみ手数料滞納繰越分の6,646円でございますが、事業系ごみの搬入許可業者でありました有限会社北彩商事に対しまして、平成22年2月に破産法に基づく破産手続開始の決定がなされ、平成22年10月18日付でさいたま地方裁判所から破産手続終結通知があり、これに伴います配当金でございます。また、当該業者の搬入ごみ手数料の収入未済額が9万2,250円のうち、このたびの配当金であります6,646円を差し引いた残りの8万5,604円につきましては、不納欠損処分とさせていただきます。

次に、2節し尿手数料でございますが、し尿汲取処理手数料につきましては、一般家庭における清掃券取り扱い分でございます。処理手数料は条例に基づき、1世帯につき月額400円、1人につき月額350円でございます。また、収入未済額の1,100円につきましては、平成20年度のし尿汲取手数料1件分の収入未済繰越分でございます。当該住民は既に死亡しておりますので、昨年に引き続きまして相続人に対して支払いの請求をしているところでございます。

次のし尿量目汲取処理手数料につきましては、簡易水洗トイレや臨時の汲み取りでございます。条例に基づき10リットル当たり90円を徴収したものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。3款1項1目繰越金は、前年度繰越金で収入済額といたしまして1億1,090万3,349円でございます。

次に、4款1項1目組合預金利子でございますが、これにつきましては昨年度は7月及び8月にそれぞれ21日間について、埼玉りそな銀行において資金運用を行った預金利子でございます。

次に、2項1目雑入でございますが、鉄・アルミ売却につきましては売却単価の上昇や家電品を解体して銅線、モーター、トランスなど売却することによって前年比に比べ1,874万円ほど収入増となっております。次のペットボトル売却につきましては、ペットボトル及びペットボトルキャップ約305トンの売却益でございます。これにつきましても売却単価の上昇により、970万円の収入増となっております。次に、古紙類売却（ステーション収集分）につきましても、売却単価の値上がりにより220万円ほど収入増となっております。これらの回収量の内訳といたしましては、新聞が約824トン、雑誌約874トン、段ボール約771トンなどで、前年比は新聞、雑誌は1割ほどの減となり、段ボールはほぼ同量となっております。次の古紙類売却（組合内回収分）につきましては、住民が当組合に直接搬入したごみの中から分別した新聞、雑誌、段ボールなどの売却益でございます。

2つ飛びまして、リサイクル家具売却につきましては、年2回実施しておりますリサイクル品展示販売会におきます2,179件の売却収益でございます。次に、その他雑入でございますが、容器包装リサイクル協会の再商品合理化拠出金、有料広告掲載料金、自動販売機3台の電気使用料などが主なものでございます。

1つ飛びまして、公務災害防止活動助成金につきましては、任命権者が実施いたします公務災害防止事業に係る援助事業実施要領に基づいて、当組合の職員に対しまして清掃事業の安全衛生教育を実施した際、地方公務員災害補償基金からの助成金でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたしますので、9ページをお願いいたします。1款1項1目議会費につきましては、議会運営に要した経費でございます。

また、14節使用料及び賃借料は、議会視察研修といたしまして加須市及び富士見市のリサイクル施設の視察に要した経費でございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございますが、1節報酬、廃棄物減量等推進審議会委員の報酬は、審議会の委員20名の報酬でございます。昨年度は3回開催されています。

次の2節給料から4節共済費までは省略させていただきます。

次に、8節報償費でございますが、先ほど歳入でご説明申し上げました職員に対する安全衛生教育を行った際の講師謝礼でございます。

続きまして、11ページをお開き願います。9節旅費でございますが、費用弁償につきましては廃棄物減量等推進審議会委員の出席費用弁償でございます。

次の11節需用費ですが、消耗品は書籍、プリンタートナー、それからコピー用紙などの経費でございます。

1つ飛びまして、食糧費でございますが、関係地区環境保全連絡協議会懇親会費及び昼食代並びに議会視察研修先へのお土産代でございます。

次の印刷製本費につきましては、全世帯に配布しておりますごみ収集の日程表、環境センターだよりの第40号から第42号、啓発用の新聞鉛筆、集積所への警告シールや搬入ごみ用の計量伝票の作成に要した経費が主なものでございます。

次の12節役務費でございますが、通信運搬費といたしまして事務用の一般電話4回線、携帯電話1回線、粗大ごみの受け付けや指定ごみ袋の注文受け付けのインフォメーションセンターの電話3回線の電話料金と指定金融機関事務取扱手数料は、指定金融機関であります埼玉りそな銀行の事務取り扱いに要した経費でございます。

次に、13節委託料でございますが、職員健康管理業務委託料は、職員の年1回の定期健康診断や深夜勤務者に対する6カ月ごとの健康診断に要した経費でございます。

次の財務会計システム保守料は、財務会計システムの更新やパソコンの保守費用でございます。

1つ飛びまして、ホームページ保守業務委託料及び例規データベース保守管理委託料につきましては、ホームページ掲載や定期的な例規データの更新並びに例規集の追録加除の保守管理に要した経費でございます。

次に、14節使用料及び賃借料につきましては、有料道路通行料といたしまして、一般廃棄物の処理に関する事前協議のほか、草津最終処分場の現地確認と審議会委員の先進地視察に要した経費でございます。また、テント借上料は白岡町で開催されましたわんぱく商店街リサイクル啓発事業の一環として参加するため、テント1張りを借り上げた際の経費でございます。

次に、18節備品購入費につきましては、庁用器具費といたしましてデジタルビデオカメラ及び一般持ち込み受け入れの対応に要するための通信機器を購入した経費でございます。

次に、19節負担金及び交付金でございますが、埼玉県総合事務組合負担金は職員34名分の退職手当負担金が主なものでございます。

次に、3つ飛びまして関係地区環境保全連絡協議会運営助成金につきましては、組合施設から半径500メートル以内における5つの地区に対する地区均等割と居住世帯割によります助成金でございます。

1つ飛びまして、蓮田市会計事務負担金につきましては、当組合の会計事務の一部を取り扱うための年間事務経費といたしまして蓮田市に支払いした経費でございます。

次に、23節償還金利子及び割引料につきましては、前年度分担金精算金といたしまして平成21年度に両市町から負担いただいた分担金について余剰金の負担割合に応じて両市町へ返還した精算金でございます。

続いて、13ページをお願いいたします。2目財産管理費の11節需用費でございますが、修繕料は電話交換機の修理に要した経費でございます。また、車両修繕料は、庁用車4台の12カ月点検整備に要した経費でございます。

次に、12節役務費の火災保険料ですが、ごみ処理施設、し尿処理施設、管理棟の建物備品災害共済保険料でございます。

2つ飛びまして、建築確認検査手数料でございますが、テント倉庫建設において建築確認検査に要した経費でございます。

次に、13節委託料の高圧電気設備細密点検委託料につきましては、ごみ、粗大ごみ、し尿処理施設それぞれの各受変電設備の年次点検業務に要した経費でございます。

2つ飛びまして、消防用設備保守点検業務委託料は、消防法に基づきまして年2回の消防設備点検に要した経費でございます。

次に、場内環境保全業務委託料につきましては、組合施設内の樹木の剪定、消毒及び除草作業などに要した経費でございます。

1つ飛びまして、旧し尿処理施設解体設計業務委託料につきましては、リサイクルプラザ併設型ストックヤードの建設に当たりまして、建設予定地の旧し尿処理施設を解体するための設計図書の作成業務及び建設予定地の地質調査業務に要した経費でございます。

次に、14節使用料及び賃借料につきましては、OA機器借上料としまして、人事・給与システム、粗大ごみ及び指定ごみ袋の納付書を発行するシステム機器並びにコピー機の借り上げに要した経費でございます。

次に、2つ飛びまして電算事務機器借上料は、サーバーが2台、パソコンが18台、プリンター2台の端末等の借り上げに要した経費でございます。

次に、16節原材料費につきましては、場内補修材といたしまして事務所内で汚れがひどい床のカーペットの交換としてカーペットを購入した経費でございます。

次の3目公平委員会費と2項1目の監査委員費につきましては、省略させていただきます。

続きまして、15ページをお願いいたします。3款1項1目清掃総務費でございますが、11節需用費の主な内容は、燃料費といたしまして、ごみ処理施設でごみの焼却に使用したA重油77キロリットルを購入したほか、灯油、軽油の購入をした経費でございます。

また、光熱水費につきましては、電気料は8,582万2,000円が主なものでございまして、そのほか、

水道料やガス代に要した経費でございます。

次に、12節役務費でございますが、指定ごみ袋売捌き手数料につきましては、販売したごみ袋1枚につき3円を手数料といたしまして取扱店150店に交付をしたものでございます。

次に、清掃券売捌き手数料につきましても、販売した清掃券の額の3%を取扱店、こちらは12店でございますが、交付したものでございます。

続いて、13節委託料でございますが、指定ごみ袋製作及び配送業務委託料として燃えるごみ用と金属類用のそれぞれ3種類の指定ごみ袋の製作と指定ごみ袋取扱店への配送に要した経費でございます。

次の粗大ごみ収集受付及び指定ごみ袋注文受付業務委託につきましては、インフォメーションセンターで粗大ごみ収集の予約受け付けや問い合わせ並びに指定ごみ袋取扱店からの注文受け付けを行うことに要した経費でございます。

次に、27節公課費の汚染負荷量賦課金につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律第52条及び第55条第1項に基づく公害健康被害者への補償ということで、ばい煙発生施設の設置者が汚染負荷量賦課金の納付義務を負うことから、これに要した経費でございます。

続きまして、2目じん芥処理費でございますが、11節需用費のうち消耗品費につきましては、焼却炉内を監視するための耐熱ガラス、ろ液処理のために使用する二流体噴霧ノズル、空気余熱機点検口扉3枚などを購入した経費でございます。

1つ飛んで、薬品費につきましては、ごみの焼却に伴い発生いたします塩化水素を中和除去する消石灰、窒素酸化物を中和除去する尿素水のほか、水処理に必要な薬品などの購入に要した経費でございます。

次に、機械修繕料でございますが、ごみ焼却関係では2号炉押込送風機用のダクトの穴あきの修繕、排水処理施設の凝集槽攪拌機シャフトの修理、1号灰押装置油圧シリンダーの修理その他14件、また粗大施設関係につきましては一軸破碎機点検整備、爆風放散口及び排出コンベア等の修理その他6件の修繕に要した経費でございます。

次に、13節委託料の燃えるごみ等収集業務委託料でございますが、これは燃えるごみ、金属類、ガラス類、ペットボトル及び有害ごみ、資源物のうち飲食料用缶の収集の委託に要した経費でございます。

次に、焼却灰・ばいじん等処分委託料につきましては、焼却灰の埋立処分といたしまして群馬県草津町にあります民間の最終処分場に約387トン、リサイクルを目的といたしまして埼玉県寄居町にあります埼玉ヤマゼンに道路の路盤材の原料といたしまして焼却灰が約832トン、熊谷市にあります太平洋セメント熊谷工場にセメントの原料といたしまして焼却灰約836トン、ばいじん約826トンの処理に要した経費でございます。

次に、ごみ処理施設維持管理測定業務委託料につきましては、ダイオキシン類対策特別措置法及

びその他の法令によりまして、ばい煙測定及びダイオキシン類の測定などに要した経費でございます。

次のごみ処理施設機器保守点検業務委託料につきましては、ごみ焼却施設自動燃焼装置のソフトウェアの更新及び同装置の電源に使用しております無停電電源装置の年次点検、クレーンの年次点検及び6カ月点検、重油地下タンク漏えい検査業務などに要した経費でございます。

次に、ガラス等処分委託料につきましては、ガラス類・ペットボトル1,638トンと容器包装リサイクル法によります再商品化ルート及びガラス造粒砂として路盤材にリサイクルルートにより処分した経費、また廃乾電池、廃蛍光管、廃タイヤ、バッテリー、消火器、不燃残渣などの処分を委託した経費でございます。

続いて、17ページをお願いいたします。粗大ごみ処理施設維持管理業務委託料につきましては、粗大ごみ処理施設の運転管理業務、一般持ち込みの受け入れ業務及び家具類の再利用するための修理などの業務の委託に要した経費でございます。

次の粗大ごみ収集業務委託料につきましては、粗大ごみの収集を予約申し込みにより、各家庭まで伺いまして直接収集するための委託経費でございます。合計で2,495件、6,329品目の回収に要した経費でございます。

次に、資源物収集業務委託料（古紙類）につきましては、延べ52万3,000世帯から排出されます新聞、雑誌及び古紙、布類のほか、段ボール、紙パックなどの収集に要した経費でございます。

2つ飛びまして、集金業務委託料につきましては、粗大ごみ処理手数料並びにし尿汲取手数料の集金業務委託に要した経費でありまして、粗大ごみ処理で延べ2,495件、し尿汲取で延べ1万4,603件の手数料の集金に要した経費でございます。

続きまして、14節使用料及び賃借料でございますが、粗大ごみを解体する際に使用するショベルローダーや粗大ごみを場内移動するために使用いたしますアームロール式ダンプ等の借りに要した経費でございます。

次に、15節工事請負費でございますが、焼却炉補修工事につきましては、焼却炉及びガス冷却室のれんが、キャスター、その他の消耗脱落等の補修に要した経費でございます。

次の排ガス処理設備補修工事につきましては、バグフィルタ1号炉から3号炉の温風循環ヒーター、底部ヒーター、差圧計などの交換、各ケーシング腐食部の当て板補修など、また3号炉バグフィルタのバイパスダクトの穴あき箇所の補修などに要した経費でございます。

1つ飛びまして、緊急補修工事につきましては、3号炉熱交換器下二重ダンパーの交換、再燃、助燃バーナーの消耗品の交換、並びに燃焼状態の調整、2号炉温水発生器の交換他21件に要した経費でございます。

次のごみ処理施設補修工事につきましては、2号炉、3号炉の火格子下コンベアの交換、雑用・脱硝用・アトマイジング用の空気圧縮機の交換などに要した経費でございます。

次に、18節備品購入費でございますが、庁用器具費は工事写真等に使用するデジタルカメラの購入に要する経費、機械器具費につきましては、資源物運搬用のコンテナなどの購入に要した経費でございます。

続きまして、3目し尿処理費でございますが、11節需用費の薬品費につきましては、し尿処理施設で汚泥の脱水に使用いたします高分子凝集剤や放流水のリンの除去用を使用いたします硫酸バンド、施設の脱臭や放流水の消毒用として使用いたします次亜塩素酸ソーダなどの薬品の購入に要した経費でございます。

次に、13節委託料でございますが、し尿収集業務委託料につきましては、蓮田市及び白岡町のそれぞれ1社に対して、両市町の延べ1万4,591世帯分の生し尿の収集をするための経費でございます。

次に、3つ飛びましてし尿処理施設維持管理業務委託料でございますが、30キロリットル及び42キロリットルのそれぞれのし尿処理施設について運転管理を委託した経費でございます。

次に、脱水汚泥処分業務委託料につきましては、脱水汚泥を堆肥化するため、寄居町の彩の国資源循環工場内にあります寄居コンポスト株式会社に283トン、脱水汚泥を堆肥化及び路盤材にリサイクルするため株式会社エコ計画に946トンをそれぞれ処分委託した経費でございます。

続きまして、19ページに移りまして、15節工事請負費につきましては、緊急補修工事の内訳といたしまして、し尿処理施設の改良工事でデータログ不良部交換工事ほか2件の工事に要した経費でございます。次の42キロリットル施設膜カートリッジケース交換工事につきましては、膜カートリッジに入れるケースを製作して交換するための工事に要した経費でございます。

次に、19節負担金及び交付金は、し尿処理施設から排出されます沈殿物の処分を委託しております市町村、北茨城市と鹿嶋市になりますが、そちらへの搬入負担金でございます。

最後になりますが、4款公債費につきましては、地方債の元金で、ごみ処理施設が3件、し尿処理施設が3件、合計6件の元金償還でございます。次の地方債の利子では、ごみ処理施設が3件、し尿処理施設3件、同じく6件の利子償還でございます。

なお、これらの内容につきましては、お手元の主要な施策に関する説明書の12ページ、それから33ページに組合債の償還状況が掲載してございますので、ごらんいただければと思います。

以上、雑駁な説明でございますが、平成22年度の一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○高木隆三議長 事務局からの説明が終わりました。

ここで、代表監査委員の監査報告をお願いいたします。

内田代表監査委員。

○内田 薫代表監査委員 ただいま議長からご指名をいただきました代表監査委員の内田薫と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

去る8月9日に興監査委員とともに、平成22年度蓮田市白岡町衛生組合一般会計歳入歳出決算の審査を行いましたので、2人を代表いたしまして、合議により作成いたしましたお手元の決算意見書に基づいてご報告を申し上げます。

審査に当たりましては、決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、管理者から地方自治法第233条第2項の規定により審査に付されました附属書類などにつきまして、歳入歳出にかかわる関係帳簿と証拠書類を照合、審査した結果、関係書類はいずれも関係法規に準拠して作成されておりまして、各計数も正確であります。その内容は適正なものと認められました。

恐れ入りますが、お手元の監査意見書8ページをお開きいただきたいと存じます。結びといたしまして、3点ほど要望をいたします。

まず、1点目でございますが、埼玉りそな銀行蓮田市役所派出所にて納入されましたし尿汲取処理手数料の納付書には銀行の収納印が押印されておりましたが、組合で入金を確認した際は入金を明確にするためにも組合の収納印の押印をすることを要望いたします。

2点目といたしまして、プラットホーム手すり設置工事の伝票で請書の写しは添付されていたものの、工事内容は別紙仕様書のとおりと記載してありますが、この請書には工事内容が記載されておらず、工事内容の確認ができないため、確認できる書類の添付が必要でございます。

それから、3点目といたしまして、例規データベース保守管理業務委託の第1回追録更新分の伝票、追加除の出来高検査報告書に基づいて平成22年8月16日に支払いが行われておりましたが、この業務委託契約書には出来高部分払いについての条項がなかったので、注意する必要があります。

以上で決算審査の報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○高木隆三議長 代表監査委員の報告が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時39分

○高木隆三議長 再開いたします。

現在員11名でございます。

○田口嘉章事務局長 先ほど決算の説明の中で、3款1項2目のじん芥処理費、こちらの18節備品購入費でございますが、ページ的には17ページになります。こちらのほうで、先ほど庁用器具費の内容といたしまして、デジタルカメラの購入というご説明を申し上げましたが、これは誤りまして、正しくは電流計及び電力計の購入と作業着を洗濯するための洗濯機を購入した費用でございます。

訂正をお願い申し上げます。



◎議案第8号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、岡安良議員。

○10番 岡安 良議員 それでは、私のほうから幾つか、4点ほどあるのですが、一問一答方式ということですので、1問ずつお願いいたします。

まず、歳入の部でございまして、歳入の2款1項1目手数料の関係です。施設のごみ手数料の収入済額が3億761万6,196円ということになっておりますが、内容についてはじん芥、いわゆる可燃物、不燃物等の処理に関して手数料として収入済額であるというふうに理解しておりますし、有料指定袋あるいは搬入ごみ、それから粗大ごみ、医療系の廃棄物、官公庁のごみ、そういった内容であるというふうに理解しております。

それから、2節のし尿処理手数料というのがありますけれども、こちらが2,510万735円ということとあります。これは清掃券による汲取手数料あるいは量目手数料とか点検業者からの施設使用料というのが収入済みというふうになっているところとあります。実はこの使用料の関係が、今後このごみの内容、特に先ほど言っていた指定袋あるいは搬入ごみ、こういったものをちょっと見ますと、ごみの内容は増加と減少というふうに分かれたり、あるいは粗大ごみは増加しているというような内容で決算の内訳出ております。それから、し尿処理の汲み取りについては減少しているということで、それぞれ前年に比べまして減額をしているということで、今後ともこの辺が減額をしていくのかどうか、手数料の内容をちょっとお伺いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 ただいまの手数料のご質問でございしますが、お話のとおり手数料であります、3分の2がごみ袋の手数料ということとありますが、この手数料につきましては、こちらの条例のほうで定められた金額で歳入として計上しておりますが、ごみの傾向として、先ほど減少、可燃ごみは減少しているというようなありましたが、これは恐らく容器包装リサイクル法であるとか各種のリサイクル法が制定されて、数年施行されてから年数がたってきていますので、そういった意味では回収ルートが確立された部分もあって若干減ってきているのかなという部分も考えられます。

また、し尿につきましては、これは公共下水道が整備をされていけば必然的にし尿のほうの収集は減ってまいりますので、現在のところは蓮田市、白岡町それぞれ公共下水道の整備率に比例して反比例するというような形になろうかなというふうな考えでおります。

以上です。

○高木隆三議長 10番、岡安良議員。

○10番 岡安 良議員 そうしますと、収入関係はある面では手数料として入る部分が少し下水道の普及あるいは搬入物の減少によって減ってくるというのが一つの現象で見られるということで、まずは理解をします。

実は歳出の部分で、このごみの処理をするのに、いわゆる衛生費の中ではごみの処分についてまず清掃総務費の中で役務費というのがあります。これは、指定ごみ袋の売捌きの手数料というのがあります。それから、粗大ごみとかその他のいわゆるごみの関係ですけれども、その委託料についてもいわゆるこちらで言うごみのやっぱり計上されておりますが、それぞれのこの経費を少しちょっと積み上げてみたのですが、実際にごみ袋の委託料、それからじん芥処理費の中での委託料、それからし尿処理のほうの委託料、こういうものを調べますと、歳入、いわゆる収入としては先ほどの手数料と委託金の金額等が相当差が出てきているというふうに理解していますが、その分は実質は歳入と歳出が相当開きが出てくることによって、負担する部分を負担金とかあるいは分担金という形で賄うことになるのかなというふうに見ております。この辺が今後とも分担金とか負担金の関係が常に市町としてそれを負担していくということが予想されるのですが、この辺の今後のちょっと予定みたいなことがわかるのかどうか、あるいは今の分担金、負担金の傾向としてどういう傾向であるのか、そこを伺わせていただきます。お願いします。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 手数料といわゆるその処理のための委託料で差があるということを申し上げていますが、先ほどのじん芥処理委託料を見ても2,000万弱ですか、ぐらいの差は生じているかと思えます。まず、収集運搬等を委託する場合に、分別収集というのが大分前からいろいろ言われていますが、分別して収集、細分化すればするほど、当然その回収するための委託料というのが大きくなってまいります。その辺についてはいろいろ内部でも検討しておりますが、ほかの団体等も参考にさせてもらいながら今検討しているところでございますが、一つの委託収集をお願いすると、事業者によって2,000万から2,500万ぐらいというのが1回委託を出せばそのぐらいかかってしまうと。したがって、分別を細かくすればするほどそこは手数料とのアンバランスというのが出るかと思えます。これについては何とかこのまま、そうならないように検討しておりますので、ご理解いただければと思います。

それから、分担金の傾向というお話もありましたが、これは過去5年間ですね、直近の5年間の分担金の推移を見ますと、22年度が9億4,000万ですか、ありますが、5年前の平成18年度が17億7,000万ほどの分担金ということでありましたので、徐々に減少の傾向にあるというのは見られると思います。今後の詳細につきましては、すぐにここで答えられるまではいきませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○高木隆三議長 10番、岡安良議員。

○10番 岡安 良議員 まず、1点目の歳入と歳出のところで気になった手数料、使用料あるいは歳出の委託料あるいは役務費との比較をした場合の問題として、そういった点を今私としてはちょっと気になってご説明を伺ったところです。

以上の内容はわかりましたし、また分担金がより減少されているという傾向であれば、それは各市町からの予算的な措置としては抑えぎみで事業運営をされているというふうな理解をしていいかなというふうに。

次に、2点目なのですが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中で報酬費がありまして、その中に廃棄物減量等推進審議会について開催3回というような内容の審議会の開催の回答がありますが、この関係で実際にはこの会議で答申が出ているというふうにちょっと書いてありますが、中間答申が出されているようです。この辺の内容についてをまず伺いたいと思います。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 廃棄物減量等推進審議会の答申ということでございます。今回、現在諮問をしておりますのが3点ございまして、1つにはリサイクルプラザ併設型ストックヤードの整備について、それからもう一点が資源物の拠点回収及びエコショップ制度の導入について、そしてリサイクル推進に向けての分別収集について、この3点を現在諮問しております。

このうち現在現段階で中間答申をいただいておりますのが、リサイクルプラザ併設型ストックヤードの整備についてということで答申をいただいております。その内容については、施策の説明の18ページのほうに一部出ておりますが、今回中間答申をいただきました、これは昨年10月19日付で中間答申、リサイクルプラザ併設型ストックヤードの整備についてということで出ております。現段階ではこの答申を受けまして、先ほど申し上げましたが、旧し尿施設を解体した後にこの施設を建設するというので、現在調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○高木隆三議長 10番、岡安良議員。

○10番 岡安 良議員 今のこのリサイクルプラザ併設型ストックヤード、実は私今回委員としては初めての席でして、施設規模とかその大きな内容というのが前回お話がちらっと出たのかなとは思ったのですが、基本的な大きさとか内容的なもの、もしご説明がいただければそれを伺いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 昨年10月にいただきました中間答申に基づいてご説明を申し上げさせていただきますと、まず規模といたしましては、答申の中では、ここに模型がありますが、答申を受けてその後いろいろ調整をしているまだ途中ですけれども、形的にはこんなようなイメージで、こちら側がリサイクルプラザになります。こちら側がストックヤードになります。これをくっつけることで併

設型の一体的な建物にということで、おおむね答申にありました面積、ぴたりではないですけども、おおむね近い面積で今作業を進めているところであります。

内容としては、こちらが事務室とこの1階部分がリサイクル家具等を展示するスペース、それから2階が研修室と、小学生などが来た場合にはこの2階のスペースで説明をして、そしてそこからここに出まして中のストックヤードの状況が見えるというような形で進めています。また、この2階の部分には研修室を設けまして、この答申の中でも住民協働ではないですが、住民啓発共有のスペースを設けなさいというような答申もありましたので、それらを踏まえてこの2階にそういったものを設置していこうという形で進めております。

建物の大きさ等はおおむね答申が、答申の中でいいますと、間口46メートル、奥行き15メートルということで690平米、延べ床で1,020平米ということで、一つの答申をいただいておりますが、おおむねそれに近い形で現状作業を進めております。

以上でございます。

○高木隆三議長 10番、岡安良議員。

○10番 岡安 良議員 わかりました。ぜひこういった施設が新たにできるということだと、特に環境の時代を迎える今のですから、啓発とか教育とかそういった点も含めた施設としてぜひすばらしい施設としてでき上がればいいかなというふうに期待しているところであります。

次に、3点目なのですが、2目のじん芥処理費、13節委託料、その中にいろいろな処分の委託料が書いてあるのですが、特に焼却灰・ばいじん等の処分委託料についてお伺いしたいところであります。1億と761万2,142円というのがこの内容として焼却灰・ばいじんの内容としてとなっておりますけれども、この処分先、先ほどそれぞれの市町の内容についてご説明いただきましたが、実際にこれが今後課題として現状としての課題が実際に処分先に対してある一定の課題というものが挙げられているのかどうか。特に最近は放射能の問題等も含めていろいろありますので、受け入れ先の問題とか相手との連携とかという問題もあるかと思うので、その辺の現状と課題をお聞かせいただければと思います。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 ただいまの焼却灰の処分ということでございますが、先ほど説明の中でもちょっと触れましたが、現在は焼却灰につきましては3カ所出しております、1つには埋め立て処分ということで、先ほど説明にありましたが、8,000ベクレル未満は埋め立て処分が可能ということから、これがウィズウェイストジャパンというところにあります。この内訳につきましては、先ほどの主要な施策に関する説明書22ページのほうで記載されておりますが、まずウィズウェイストジャパンで埋め立てをして、それからリサイクルセメントということで太平洋セメント株式会社、こちらのほうに出している。それからもう一つが、路盤材としての埼玉ヤマゼンという、これは寄居町にございますが、その3カ所で割合を見ながら、おおむね3分の1ですか、目安に出していると

というような状況でございます。

それから、課題ですか、課題ということもございましたが、これにつきましては先ほどの補正予算のときの説明でもちょっと触れましたが、リサイクルセメント化の場合の現在の放射能汚染問題から、やはり100ベクレルという一つの基準が示されまして、それによつては主に状況によつては受け入れができないという可能性が非常に高くなってきているということから、キレート処理施設をお願いするところですが、この施設燃やせば焼却灰と飛灰というものが必ず発生しますので、先ほど言いましたが、3日間ほどはため置きができるのですが、それ以上はできない。逆に言うと、3日、4日目以降は燃やせないということになりますので、燃やせないということは必然的にごみの受け入れが不可能になってしまうと。非常に住民生活に多大な影響を及ぼすことになりますので、これは1つ大きな課題として、6月、7月あたりからこの組合の預かるものについては非常に内部でもいろいろ検討としてまいりました。結果的にやはりばいじん、飛灰の状態では出す処分先が決まってしまうということから、キレート施設で処分先をいろいろ確保するためにそういったことが必要になってきたというのが目の前に迫っている課題ということで挙げられるかと思えます。

以上でございます。

○高木隆三議長 10番、岡安良議員。

○10番 岡安 良議員 特に単価費用も大分その送り先によって違うというふうになっているのは、その運送なり受け入れ先の施設の規模なりによって違うのかなという感じもしますが、この単価費用はそれぞれの業者の努力ということで理解をしてよろしいのでしょうか。これの単価費用がもう少し下がるとか、あるいはその辺の単価、企業に対する努力みたいなところはどのような考え方でいるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 処分単価、処分費用のお話でございますが、まず太平洋セメントにつきましては、埼玉県で清掃連絡協議会ですか、こういった施設の協議会をつくっております、そこが窓口になって一本化で契約をしております。したがって、その契約された中での単価で全部の団体が処分先として選定しているという実態があります。ちなみにその焼却灰と飛灰につきましては、取り扱い方法が違うことから、焼却灰のほうが2万5,500円ですか、1トン当たり、飛灰のほうが6万6,000円、トン当たりということで、非常に高くなっております。これは先ほど言いましたように、特別処理方法が決まっているということからより高くなっているというのが現状でございます。

それから、もう一社の路盤材ですか、路盤材に使用している埼玉ヤマゼンという会社のほうは2万500円、トン当たりというのが処理費用となっております。

それから、最後に埋め立て処分のウィズウェイストジャパンにつきましては、埋め立て処分でトン当たり2万8,500円ということで、路盤材についてはリサイクルして利益が出るということで若干低くなっているのかなと思えます。

失礼しました。埼玉ヤマゼン1万9,774円が最新の金額となっております。これ税込みとなっております。

以上でございます。

○高木隆三議長 10番、岡安良議員。

○10番 岡安 良議員 一応先ほど言ったように、その受け入れ先の問題と施設の問題といろいろあるようですので、今後その受け入れ先との協議あるいは選択について単価の問題も含めご検討いただければ、あるいはよりいい方法にご検討いただければと思います。

最後の4番目なのですが、4款1項公債費についてであります。公債費の先ほどの資料等を含めて見ますと、平成22年度の償還金が1億と3,300万478円ということで、それで未償還の残高というのが22年度現在で5億8,471万47円というような数字が出ているようですが、この償還状況ですけれども、平成26年度ぐらいまでがずっとある程度の金額になっているのですが、それ以降が下がるというような数字が出ておりますけれども、実は今回の解体工事あるいは将来先ほどの大きな施設を整備をしますと、またある程度の地方債が、いわゆるこういった公債が必要になってくるだろうというふうに思います。そのために今後の償還計画の中で特に計画ができ上がった段階でまた改めて見直しするのでしょうか、現時点での償還計画の中でのこの配慮すべき事項というのをお聞かせいただければと思うのですが。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 償還の状況につきましては、今おっしゃられたとおりでございます、詳細のほうは主要な施策に関する説明書の12ページのほうで出ておりますが、現在償還額、今後の見込みにつきましてはでございますが、平成26年度は1億768万8,038円ということでこれがピークになる予定でございます。現段階でのピークということとなっております。

また、それ以降は毎年1,000万ぐらいずつ減っていくというような状況でございます。また、今回リサイクルプラザの関係で借り入れをするわけですが、現段階で金額の確定しておりませんので、傾向としてはおおむねこれに準じた形になると思います。

以上でございます。

○高木隆三議長 10番、岡安良議員。

○10番 岡安 良議員 一応将来の計画の中で施設整備、先ほど言いましたように、すばらしいのができる、一方では財政的負担がかなりかかるということもあるので、先ほど分担金や負担金が減少といいながらも、将来またそういう際に対する負担を返すのにかかる費用としての財源が必要になってくるというふうに思います。そういった点では、より効率的な予算の執行というのが必要になるかと思っておりますので、ぜひその点はよろしくお願ひしまして、私の質問を終わります。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、小山由利江議員。

○8番 小山由利江議員 10ページの、先ほども質問に出ましたけれども、廃棄物減量等推進審議会の項目の中で3点について話し合われているということで、この3点目のリサイクル分別についての細分化について検討をしているということですのでけれども、当然こういった方向性というのが出されている中での検討かと思うのですが、その内容についてもう少し詳しくお伺いしたいのですが。

○高木隆三議長 黒崎廃棄物対策課長。

○黒崎 晃廃棄物対策課長 今のご質問ですけれども、リサイクルの分別、新たな分別方法としてどのようなことが検討されているかということでお話をさせていただきたいと思いますが、今審議会の委員さんの中では一番危惧されているのが車両火災に伴うガスボンベを分けたほうがいいのではないかということが大きなテーマとして挙げられています。それに付随しまして、ボンベだけではなく使い捨てライター、それから拠点回収を行っております乾電池を定期的に回収をできないだろうかというようなご提案がございます。その点を含めまして新たな項目として危険ごみという名が正しいかどうかはわかりませんが、そういう項目を新たにつくって収集をしてほしいという要望がまず大きなテーマでございます。

もう一つが、ペットボトルの回収において現在のガラスごみと混合の収集ということで、ペットボトルにガラス片が混入ということでリサイクル過程で、ある程度支障が出ております。単体で集めることによってそのリサイクル率が向上するだろうということから、ペットボトル単体での収集ができないだろうかということのご提案をいただいております。大きなテーマとしてはその2点が大きなテーマとなっております。

○高木隆三議長 8番、小山由利江議員。

○8番 小山由利江議員 ということは、今特殊なものについてとペットについてのことで、例えば生ごみとか廃油とかそういうことについての分別してリサイクルするとかという、そういった方向性については話し合いはされているのですか。

○高木隆三議長 黒崎廃棄物対策課長。

○黒崎 晃廃棄物対策課長 生ごみのリサイクル、それから廃油のリサイクルについても、お話は出ておりました。ただ、生ごみ全般を収集の項目とする場合において、いろんな先進地の事例を見ますと、なかなか集積所での収集が難しく、拠点的に行っているものが多いのですが、全般的には、団地であったり、自治会単位で行っているというのが現状でございます。その辺については、生ごみ処理機を自治会単位ですけれども、設置して、自治会でその堆肥を利用していくと。処分するだけでなく、その利用までを含めて行っていかないと、なかなかそれは難しい状況かと思えます。

もう一つの廃油の回収でございますが、これについては現在予定しておりますリサイクルプラザというものが構築された際に、そこを窓口としてできないだろうかというご提案でございます。それをやるやらないという話はまた今後の検討になると思いますが、一応そういう方向で検討をさせて

いただいております。

○高木隆三議長 8番、小山由利江議員。

○8番 小山由利江議員 8ページの雑入の中で廃油売却というのがあるのですけれども、ちょっと関連するのですけれども、これについては内容というか、どういった廃油を売却するのか。

○高木隆三議長 小林リサイクル推進課長。

○小林秀之リサイクル推進課長 廃油につきましては、ここの書いてある廃油につきましては住民から廃油を集めてということではなく、この組合内で発生する廃油でございます、例えば機械が施設の中にはたくさんありまして、その中には潤滑油としてこういう機械オイルを使っております。それを年に何回か交換する、そういう車でもそうですけれども、エンジンオイルを交換するとかそういう作業がございます。そのときに発生したその古くなったオイルを廃油をそれを売却して、それを売却しますとそれを精製して、最終的にはB重油というようなぐらいの程度の油に再生リサイクルすることができる、というのがやれる業者がおりますので、そこへお願いしてリサイクルすると、それについては売却、いわゆる買っていただいていると、お金がつくというような状況ですので、それを行った金額が9,240円ということになっております。

○高木隆三議長 8番、小山由利江議員。

○8番 小山由利江議員 わかりました。廃油を売却することによって収入につながっているということなので、例えば一般の町民、市民の方からも廃油を回収していったら収入増につながるのではないかなというふうに思います。終わります。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 監査委員の報告があった、その中で、最後の例規データベースの件でもう少し詳しくお話を聞きたいと思いますが、例規データベースの保守管理業務の委託で追加の支払いが行われたということですが、その点で私が考えるとデータベースを保守管理するので、1回預けたデータをそのままずっと預かっている限りお金が発生するわけではなくて、出たり入ったり書きかえしたりということが行われるからこそデータベースの保守管理だと思いますが、そこで何で追加の支払いが行われるかちょっと今の説明だとわからなかったもので、もう少し詳しくどういうことが行われて、なぜ注意を受けたのか、ご説明をお願いします。

○高木隆三議長 山崎庶務課長。

○山崎喜紀庶務課長 ただいまのご質問でございますが、注意を受けたのは例規データベースの内容ではなく追録・加除について出来高検査が行われていたが、委託契約書の出来高についての内容がなかったもので、その部分払いの請求に関してその条項の中に回数の表記をしていなかったという指摘なのです。その指摘にあった回数の表記を行って改善をしたという状況で、契約書のほうにもその表記等があれば、漏れのないように周知徹底したということでございます。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 私が理解するのは、監査委員の方はこのデータベース保守管理委託業務の契約書にそのような1件当たり何がかかりますとか書いていないのに取られたということ指摘しているのではないかと思います、今の説明だとちょっと契約には一緒になっていないのに、でも払ってしまったということで理解していいのですか。

○高木隆三議長 山崎庶務課長。

○山崎喜紀庶務課長 表記の仕方です。契約書に出来高部分払いの場合にその条項がなかったのです。この場合、請求回数、これが「なし」という表記だったのです。その表記の仕方が部分払いです、例えば1回ないし2回という表記の仕方に変えたということです。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 私がちょっと自分で今聞いた話を少し精査してもう一度確認したいのですが、要するに契約書には出来高払いの契約をしなくてはいけないのはあったと、当然あったと。だけれども、監査報告書にはその件数が書かれていなかったと、契約ではなくてそういう出来高にかかわるようなデータがあったということで、それを書いていないからデータが内部に支払ったということで理解していいのですか。契約書には、このちょっと書き方もあれなのですけれども、契約書には出来高払いがなかったという、契約条項にそれがなかったと私は理解したのですけれども、そうではなく契約条項には出来高払いに関する事は書いてあったのだけれども、監査報告書には出来高払いの項目を抜かして、ただ金額だけ載せておいたということなのですか。だから指摘を受けたのですか。

○高木隆三議長 山崎庶務課長。

○山崎喜紀庶務課長 監査の時点で委託契約書というのが添付してございます。添付した委託契約書の中の部分払いの回数というのは、「なし」という表記だったのです。この「なし」という表記の指摘なのです。部分払いなのに「なし」ということはないではないかと。要はここに、例えば1回ないし2回という表記をするべきではないかということでございます。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 この件に関しては、その3回目ということでちょっと確認のために。要するに契約書には契約条項として出来高払いの項目は当然あったと。その契約条項にあった出来高払いのその業務委託している部分もあったと。ただ、回数の記載を要するに支払ったその内容ですね、支払った内容に対する内容の記載が欠けていたということで理解してよろしいのでしょうか。

○高木隆三議長 山崎庶務課長。

○山崎喜紀庶務課長 はい、そのとおりです。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 別の件ですけれども、資産の分で物品のところがあるのですが、50万以上

のものは載っているということで27品目ぐらい、件ですかね、載せてあるのですけれども、単純に計算して50掛ける27で1,700万ぐらいですかね、なると思うのですが、実際はばらばらだと思うのですが、減価償却もしていると思うのですけれども、していないのかもしれないのですけれども、一体総額幾らぐらいになっているのでしょうか。

○高木隆三議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時23分

○高木隆三議長 現在員11名でございます。

再開いたします。

田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 ただいまの物品のご質問でございますが、まず基本的に物品のほうで減価償却というものをこちらのほうでは管理しているものではございませんので、まずは物品として幾つあるということでここに計上してございます。ちなみに今金額ということがございましたので、取得額ということでの総額を申し上げますと、ここにあります物品購入金額総額で4,005万5,126円でございます。

以上でございます。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 考え方としたらこの中に入れたほうがいいのではないかと考えているのがあるのですが、薬品とかということで商品を使っているものがあると思うのですが、それも棚卸しではないのですけれども、在庫としてある程度期末には残っていると思うのですね。し尿で使った薬品とか、先ほど言った何とかソーダとかというそういうのがまるっきり使ったときに入れてそのまま一遍に使っているのではなくて、現状こういうある程度在庫として棚卸しみたいな形であると思うのですが、その表記を見ると、金額が安いと言われればそうなのですが、全体的な年間の使用量を見ると全体的な物品のその薬品類のやつは相当数の在庫があると思うのですが、それは載せないのは何ですか。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 ここに載せてございますのが物品ということで、備品購入費として載せてございます。今議員さんからご質問ありましたのは、薬品ということで、こちらのほうは事業費で消耗品として扱っておりますので、当然こちらのほうには載っていません。ただ、担当部署のほうで当然安易に処理をしているわけではなく、購入量に対して使用量を常に管理して適切に使っておりま

す。

以上でございます。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 最後に1つだけ。官公庁のごみ処理手数料というふうに記載してありますが、こちらの官公庁みんなほとんど清掃委託何とかということで清掃業務を委託していると思いますが、こちらもそういうふうに書いてありますが、こちらの出るごみというのはどのように手数料としてこの中に入っていますか。それともこちらのごみは手数料はなし、環境センターで出るごみの扱いについてですが。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 官公庁というものがいろいろ数、蓮田市、白岡町にいっぱいありますが、ただいまご質問ありましたように、ここの施設のごみはというお話ですが、当然ここは自分のところで対処しておりますので、それに処理料を取ってやるということではございませんので、それは入っておりません。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 世間の目は厳しいと思いますので、職員の皆様方その辺も注意していただきたいと思うのですよね。やはり職員の人たちが自分たちが使っているここで生活というか仕事しているわけですから、自分たちのごみと事業で出たごみと社内にあるごみとかいろいろあると思うのですけれども、会社に持ってきて事務所に置いておけばそれは事務所のごみになってしまうとか、そういう感覚にとらわれないかもしれないと思うのですけれども、その辺を要注意していただきたいと思って、私の質問を終わりにします。

○高木隆三議長 答弁は要らないですか。いいですか。

ほかに質疑ありますか。

2番、仲丸教子議員。

○2番 仲丸教子議員 1つは、実質収支についてですが、8,213万ありますが、これは歳入決算総額の5.32%に当たります。大きな事業もここはやりますから考え方は難しいかとは思いますが、一般論として5%を超える実質収支を持っているということは、多過ぎるのではないかと、もう少しこの適切な時期に両市町へ返還をすべきではないか、できないのかという点について、まずお伺いいたします。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 ただいまの実質収支の5%を超えているということで、高いのではないかとこのお話でございますが、これにつきましては、先般監査委員さんからもやはり同じようなご意見もいただいております。したがって、今後これらについては適切な時期に対処をしまいたいというふうに考えております。

○高木隆三議長 2番、仲丸教子議員。

○2番 仲丸教子議員 了解をいたしました。

それでは、2点目ですが、施策に関する説明書ですね、その19ページであります、旧し尿処理施設解体設計業務委託、アライ設計がありますが、それと、その下のほうに旧し尿処理施設解体設計修正業務委託というのが同じ会社であります、この内容についてご説明をいただきたいと思っております。

○高木隆三議長 小林リサイクル推進課長。

○小林秀之リサイクル推進課長 旧し尿処理施設解体工事につきましては、アライ設計が解体設計をいたしました。その中で解体を設計するに当たり、分け方がありまして、建設関係、電気関係、あと設備がありまして、この3つの分け方があるのですが、この分け方を一番最初頼んだときにはそういう分け方ではなくて全体として分けていただいた設計を頼んであります。それを3つに分けたほうが、分けるべきということで、その3カ所を分けたということです。そのために修正をかけたものでございます。

以上です。

○高木隆三議長 2番、仲丸教子議員。

○2番 仲丸教子議員 そうしますと、修正をしたことによって、大した金額ではないですが、プラスになったわけですが、そもそもその3つに分けたほうがいいということの指摘があったということは、最初から分けて出せばそういう支出をしなくて済んだという解釈になるのでしょうか。

○高木隆三議長 小林リサイクル推進課長。

○小林秀之リサイクル推進課長 この点はそのような形になります。一応実際にやる前に市と町のほうの建設課のほうにいろいろ直前になって確認をしたところ、そのほうがいいというようなアドバイスをいただきましたので、その時点で改めて修正を進めたということで、その前につきましては、前年どおりにやはり業者のほうからこういった形で出されたものをそのまま出したところもありますので、直前になってきちんとした形で確認をしたところ、そのほうがいいということで修正をしたという次第です。

○高木隆三議長 2番、仲丸教子議員。

○2番 仲丸教子議員 多分一つこれでお勉強されたのだと思いますが、今後は遺漏のないようお願いをしたいというふうに思います。

それから、もう一つは、同じページの24ページでガラス等の処分場の委託料がございまして、この中に指定法人というのと独自処理という区分けがありますが、これは何がどのように違うのでしょうか、ご説明をお願いします。

○高木隆三議長 小林リサイクル推進課長。

○小林秀之リサイクル推進課長 ガラスとペットボトルを当組合については混合して収集しております。

す。それを今2社で分けて処分をしております。その1つが指定法人であるウィズウェイストジャパンという会社で、そこでペットボトルとガラスを分けて、そのペットボトルにつきましては容器リサイクル包装協会という協会を通して売却、リサイクルをしております。それに合わせましてガラスリソーシングというところに、同じくペットとガラスを出しまして、そしてそれを分けてペットボトルは売却、直接リサイクルできる業者が買い取って、そして直接そのガラスリソーシングがそういう買い取り業者のほうに買うというような2つのルートをつくっております。これは2つにしているのは、片方がどちらか、例えばガラスリソーシングが倒産した場合とか、そういった場合も含めて複数のルートをつくっておくということがリスク分散の点からいって必要であるというふうな考えの中で2つに分けています。指定法人につきましては、国のほうがこういったリサイクルルートがありますよということをつくったルートでございまして、その量については370トン、独自の部分が1,260トン程度を別々に処理しておる次第です。

○高木隆三議長 2番、仲丸教子議員。

○2番 仲丸教子議員 2社に分けて処分をお願いしているというのはわかりました。この指定法人という言葉と独自処理という言葉と、この意味が申しわけございません、私よく理解できなかつたものですからお尋ねをしたのですが、ウィズウェイストジャパンにつきましてはもう昔からという大変ですが、以前からこの衛生組合としてはごみ処理を委託をしている長いつき合いのある業者ですが、この指定法人という意味、それと先ほどご説明ありましたが、独自処理というこれとの関係を恐れ入りますが、もう一度ご説明を願いたいのですが。

○高木隆三議長 小林リサイクル推進課長。

○小林秀之リサイクル推進課長 説明がどうも不足して申しわけございません。指定法人という言葉は、容器リサイクル法という法律が平成7年に公布されまして、その中で容器リサイクル協会という協会が容器包装リサイクル物、つまりここでいいますとペットボトルですけれども、そのペットボトルをリサイクルするに当たって、リサイクル協会がコーディネーター役を務める。住民がペットボトルを出してそれを市町等が集めて、集めたものをリサイクルできる事業者に渡して、それをリサイクルするという一連の流れを国のほうでやりましょうというところのそのコーディネーター役が容器包装リサイクル協会。そのリサイクル協会がリサイクルされるペットボトルをここに持ってきなさいと、いわゆる再生する業者、それを指定するというわけですね。この業者、リサイクルする業者を指定するという意味で指定する法人、そういうような法人を指定法人。ですから、ペットボトルをウィズウェイストジャパンを介してリサイクルするということが指定法人になります。

それ以外に自分たち独自で集めたペットボトルを直接業者に売ることもよしとしております。何が違うかといいますと、買い取り単価がちょっと違いまして、独自処理で渡したほうが若干値がいいというのもございまして、独自ルートも使っていると。ですから、若干排出量も値段の高いほうに少し多くしまして、安心だけれども、ルートの的には安心な指定法人ルートですけれども、若干量

は少なくしているというような流れで処理しています。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第8号 平成22年度蓮田市白岡町衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

内田代表監査委員の退席を求めため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時45分

○高木隆三議長 再開いたします。

現在員11名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎副管理者のあいさつ

○高木隆三議長　ここで、副管理者からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可します。

小島副管理者。

○小島　卓副管理者　それでは、閉会前に一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、平成23年第3回蓮田市白岡町衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

ご提案を申し上げました各案件につきましては、慎重なご審議をいただき、可決並びにご認定を賜りまして、まことにありがとうございました。今後も職員とともに住民サービスを第一に考えまして、生活環境のさらなる向上のために懸命に職務に精励し、努力してまいりますので、議員の皆様方におかれましてはご指導、ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、閉会前のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○高木隆三議長　以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。閉会にしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長　ご異議なしと認めます。

これをもって平成23年第3回蓮田市白岡町衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午前11時47分